

漁業法改正に伴う県漁業調整規則の改正について

1 漁業法改正の趣旨

- 近年、漁業者による違反操業が減少している一方で、漁業者以外による密漁が増加しており、反社会勢力等による密漁の悪質・巧妙化に対応するため、「特定の水産動植物を採捕する者」への罰則が強化された。

（違反した場合は、3年以下の懲役又は、3,000万円以下の罰金）

- 本年7月、国において、対象となる特定水産動植物として、「あわび・なまこ・うなぎ稚魚」が指定され、これらを採捕するためには、漁業権又は漁業許可に基づくことが必要となる。

「あわび・なまこ」については12月1日より適用
「うなぎ稚魚」については3年間の猶予

2 県規則改正の内容

県漁業調整規則の知事許可漁業に、

「あわび漁業」「なまこ漁業」「うなぎ稚魚漁業」を新設

- 「あわび・なまこ」については、本県沿岸部の大部分には漁業権が設定されており、漁業権が設定されていない海面での採捕には漁業許可が必要となる。
- 「うなぎ稚魚」については、令和5年度から漁業許可が必要となる。